

介護保険

《認定証の更新を》

**食事の負担額標準負担額）
減額認定証**

現在の認定証は、今月31日が有効期限です。

また、新規に介護保険施設に入所（入院）する人の申請も受け付けています。

介護保険施設に入所（入院）した場合、世帯の市民税課税状況に応じて、食事の負担額が減額になります。次の表の または に該当する人は、申請の手続きをしてくださ



平成17年度の市民税課税状況	負担額
生活保護、老齢福祉年金受給者で非課税世帯の人	1日につき 300円
非課税世帯の人	1日につき 500円
上記以外の世帯の人	1日につき 780円

**旧措置者の利用料・食事の負担額（特定標準負担額）
減額認定証**

現在の認定証は、今月31日が有効期限です。

平成12年3月31日の時点で、特別養護老人ホームに入所していた人（旧措置者）に、利用料・食事の負担額の減額認定証を交付しています。



**交通事故などが原因で、
介護保険を利用するときは**

介護費用は加害者が負担することとなります。手続きが必要ですので、高齢者福祉課で相談してください。

問い合わせ先 高齢者福祉課
☎0848676240
☎0848642130

中小企業融資

問い合わせ先 商工振興課
(☎0848676072 ☎0848644103)

制度名	中小企業小口融資		大型店対策融資		中小企業組合等融資
	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	原則として運転資金
貸付限度額	500万円以内	800万円以内	1,000万円以内	1,500万円以内	組合員 2,000万円以内 構成員 1,000万円以内
貸付期間	7年以内 (6か月以内の据置)	10年以内 (6か月以内の据置)	7年以内 (1年以内の据置)	9年以内 (1年以内の据置)	7年以内
貸付利率	年1.9%		年2.0%		1年未満 年1.9% 1年以上 年2.0%
返済方法	分割払い				
信用保証など	信用保証付				
信用保証率	年1.0%		年0.7%		
受付期間	常時				
受付場所	下記の取扱金融機関		商工会議所、商工会		商工組合中央金庫 福山支店

取扱金融機関

中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、呉信用金庫、広島県信用組合、両備信用組合

利子補給金

中小企業小口融資において、来年3月末までに融資を受けた人に対して、利息のうち年0.35%の割合で計算した金額を利子補給金として交付します。